

# 「誤判原因を究明する調査委員会」の設置を求める意見書

2010年（平成22年）3月18日  
日本弁護士連合会

## 第1 意見の趣旨

わが国で起訴後にえん罪であったことが明らかにされた無罪確定事件と有罪判決がなされた後に上級審あるいは再審において誤判であったことが明らかにされた有罪破棄無罪確定事件・再審無罪事件について、誤判（誤起訴を含む。以下同様とする。）発生の原因を明らかにするとともに、捜査と公判における問題点を摘出して、わが国の刑事司法制度およびその運用において緊急に改善すべき点と今後検討を進めるべき課題を明らかにするため、公的機関としての「誤判原因を究明する調査委員会」を設置すべきである。

## 第2 意見の理由

### 1 設置の必要性

(1) 近年、わが国の刑事事件において、志布志事件、氷見事件、引野口事件、足利事件など、重大な無罪確定事件、再審無罪事件が相次いでいる。

これまで免田、財田川、松山、島田の死刑4事件について再審無罪が確定した例を見るまでもなく、多くの誤判が繰り返されてきた。

にもかかわらず、総合的な誤判原因の究明（検証）が行われたことはない（日弁連をはじめ、弁護士の調査研究活動や、一部の事件で検察庁、警察による内部検証が行われたに、留まる。）。

そのため、誤判を生み出す原因が国民の共通の認識となることなく、その改善は放置されてきたといって過言ではない。それゆえ誤判による教訓が全く生かされず、誤判が発覚する度に同様の問題点が指摘されてきた。

(2) ところで、司法手続での誤判原因の究明（検証）には限界があり、足利事件を契機として、第三者機関による誤判原因の究明（検証）の必要性が認識されるようになった。

例えば、昨年の最高裁国民審査に当たって、足利事件を例に、「誤

判が起きた理由について、裁判所として検証すべきだと考えるか。また、検証する場合はどのような形が適切と思うか」と裁判官にアンケートを実施した（報道各社の共同アンケート）結果、「誤判という結果が確定した場合に、何らかの形で検証する必要があり、その際、検証作業への第三者の参加を得ることが望ましい」（竹内行夫最高裁判事）、「一般にどのような原因で誤判が生ずることになるのかという視点から、調査、研究を行うことは必要。」（涌井紀夫最高裁判事）、「刑事裁判の本質にかかわる問題として、真剣に検討すべきだと考える。その方法、広がりについては…できるだけ広い視点に立って、裁判と科学、技術の在り方全体について建設的な方策を検討することが必要である。」（竹崎博允最高裁長官）といった回答が寄せられたことが報道されている。

(3) 諸外国では、誤判原因を究明（検証）して制度改革に結びつける例が多く見られる。

英国やカナダ、オーストラリア、ニュージーランドなどでは、著名な誤判事件が発生した場合に、王立委員会などが報告書をまとめ、その提言をもとに刑事手続改革を実現した。アメリカのイリノイ州では政府の諮問委員会が誤判の原因究明を行った。

同様の制度は欧米諸国に広く見られるものであり、誤判の経験を繰り返さないために必要不可欠なものである。

(4) 「無辜の不処罰」は刑事裁判の最も重要な目的である。誤判原因を究明（検証）し、冤罪による悲劇を繰り返さないための方策を講じることは国の責務である。

裁判員制度の導入に伴って、刑事裁判に対する一般市民の関心はかってないほどの高まりを見せている。この時に当たって、わが国の刑事司法において、誤判事件が生じた原因を掘り下げ、誤判を防ぐため、どのような刑事手続が求められているかを明らかにする調査委員会（第三者機関）の設置の必要性は、誰も否定できないはずである。

## 2 誤判原因を究明する調査委員会の概要

(1) 目的

個々の誤判事件の原因究明を行うとともに、その結果を踏まえて将来の誤判防止のための方策を提言する。

(2) 性格

関係機関からの独立性が保障され,十分な権限(調査権限を含む)を付与された公的な第三者機関とすべきである。

(3) 構成

調査委員会の構成メンバーは,次のような構成とする。

学者(刑法,憲法,国際人権法,行政法等法学者,心理学,法医学者)

法律実務家

報道関係等の有識者

誤判事件の救援に関わった市民(刑事人権団体構成員),誤判事件の当事者

(4) 調査権限

確定記録のほか公判不提出記録の提出を求め,証人喚問・証人尋問等を実施できる権限を与える,それを実効あらしめるため関係機関等に対する強制調査権限を付与されるべきである。

(5) 関係機関への勧告,提言を行う権限

誤判防止のための運用や制度の改善,改革を関係機関に勧告,提言を行う権限を有する。

(6) 調査対象

当面は,足利事件,志布志事件,氷見事件,引野口事件の4事件(特に,足利事件,さらには,志布志事件)を対象とし,その上で,最近10年間の誤判事件(少年事件を含む),死刑再審4事件なども考察の対象とする。(足利事件については再審無罪が確定していないが,2010年3月26日無罪判決が出されることがほぼ確実な事案として検討対象に加えるが,布川事件については,再審公判の審議期間が未定なので,当面は含めない。)

(7) 海外調査

同時に,欧米諸国などの海外視察を実施したり,海外の誤判研究の専門家を招聘してヒアリングを行うなど,誤判を生まない刑事司法のあり方について海外の実情を幅広く調査する。

### 第3 終わりに

折しも,2007年5月国連拷問禁止委員会,2008年5月国連人権理事会,2008年10月国際人権(自由権)規約委員会から,わが

国の刑事手続について、誤判を防止するという観点からも、取調べの全面可視化、取調べ時間の法的規制をはじめとする多岐にわたる改革案が示され、日本政府に対して刑事手続の全面的な改革が求められた。

国会では、既に数年前に、「裁判員裁判の実施を控え、取調べの可視化と共に代用監獄の在り方についても、刑事手続全体との関連の中で検討すべき」との衆参両院法務委員会決議が全会一致で採択されている。

この時期に、足利事件に続いて布川事件の再審開始が決定された。裁判員制度の導入と相まって、国民の間に誤判は何故発生するのか、このような悲劇を防止するために、刑事司法に改めるべき点があるのではないかという点に関して、かつてない程の強い関心が生じている。

わが国において、誤判原因を解明し、誤判の未然防止のための対策を考える、公的な独立した第三者機関としての調査委員会を立ち上げることが、今こそ緊急に求められている。

以上